

エストニア

実用新案法

2004年3月10日改正

2004年5月1日施行

目次

第 I 章 総則

第 1 条 本法の目的

第 2 条 (廃止)

第 3 条 エストニア共和国国民及び外国人の権利及び義務の平等性

第 4 条 (廃止)

第 II 章 実用新案の法的保護及び特許性

第 5 条 実用新案の法的保護

第 6 条 実用新案として保護されない発明

第 7 条 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性

第 8 条 実用新案の単一性

第 9 条 実用新案クレーム

第 10 条 優先権

第 III 章 実用新案登録を出願する権利

第 11 条 実用新案を受ける権利

第 12 条 実用新案の考案者

第 IV 章 実用新案の権利

第 13 条 実用新案所有者

第 14 条 実用新案所有者の排他権

第 15 条 実用新案所有者の排他権の侵害を構成しない行為

第 15-1 条 権利の消尽

第 16 条 先使用权

第 16-1 条 仮保護

第 V 章 登録出願及びその処理

第 17 条 登録出願

第 18 条 登録出願書類の提出

第 18-1 条 実用新案の法的保護に関する手続の遂行における代理

第 18-2 条 優先権主張の提出、訂正又は追加

第 19 条 特許出願に基づく登録出願

第 20 条 登録出願日の確定及び登録出願の処理のための受理

第 20-1 条 登録出願を処理するための受理の拒絶

第 21 条 登録出願の処理

- 第 22 条 登録出願処理の停止及び再開
- 第 23 条 登録出願の訂正及び補正
- 第 24 条 登録出願の取下
- 第 25 条 登録出願処理の終結
- 第 26 条 登録出願処理の再開
- 第 27 条 特許庁の決定に対する不服申立
- 第 28 条 登録出願処理の終了

- 第 VI 章 実用新案国際登録出願
- 第 29 条 実用新案国際登録出願の定義
- 第 30 条 国際登録出願の処理に関する規定

- 第 VII 章 実用新案登録簿
- 第 31 条 実用新案登録簿
- 第 32 条 実用新案の登録簿への登録
- 第 33 条 登録簿記入事項の閲覧及び提供

- 第 VIII 章 実用新案の法的保護の効力
- 第 34 条 登録の有効期間
- 第 35 条 (廃止)
- 第 36 条 実用新案の補正

- 第 IX 章 (廃止)

- 第 X 章 実用新案の権利の移転
- 第 40 条 実用新案登録出願権の移転
- 第 41 条 登録出願の移転
- 第 42 条 実用新案の移転
- 第 43 条 ライセンス
- 第 44 条 (廃止)

- 第 XI 章 実用新案の権利に係る係争及び当該権利の保護
- 第 45 条 考案者としての地位に係る係争
- 第 46 条 実用新案所有者に係る係争
- 第 47 条 実用新案に係る係争
- 第 48 条 考案者の権利の保護
- 第 49 条 出願人の権利の保護
- 第 50 条 実用新案所有者の権利の保護
- 第 51 条 前記以外の者の権利の保護
- 第 52 条 実用新案に関連する紛争の審理手続
- 第 52-1 条 立証責任

第 53 条 請求原因陳述書が提出されたときの裁判所の手続

第 54 条 特許庁の参加

第 55 条 裁判所において実用新案の分野における紛争を解決するときの代理人

第 XII 章 外国における実用新案の登録

第 56 条 登録の手続

第 57 条 (廃止)

第 XIII 章 本法の施行

第 58 条 本法の施行期日

第 I 章 総則

第 1 条 本法の目的

本法は、発明に関する実用新案としての法的保護について規定する。
(2000 年 2 月 9 日。2000 年 7 月 1 日施行—RT I 2000, 19, 117)

第 2 条 (廃止)

(2000 年 2 月 9 日。2000 年 7 月 1 日施行—RT I 2000, 19, 117)

第 3 条 エストニア共和国国民及び外国人の権利及び義務の平等性

発明に関する実用新案としての法的保護に係る法令によって規定される権利及び義務は、本法に規定する制限を考慮に入れた上で、エストニア共和国国民及び外国人(以下「人(者)」という)に平等に適用する。

(2000 年 2 月 9 日。2000 年 7 月 1 日施行—RT I 2000, 19, 117)

第 4 条 (廃止)

(2000 年 2 月 9 日。2000 年 7 月 1 日施行—RT I 2000, 19, 117)

第 II 章 実用新案の法的保護及び特許性

第 5 条 実用新案の法的保護

(1) 実用新案とは、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性を有する発明をいう。

(2) 次に掲げるものは、発明とはみなさない。

- 1) 意匠
- 2) 集積回路の配置設計
- 3) 発見、科学的理論及び数学的方法
- 4) 精神的な行為の遂行又は事業活動に関する計画、規則又は方法
- 5) 構造物、建築物又は地域についての設計資料及び図面
- 6) 表象
- 7) コンピュータのアルゴリズム及びコンピュータ・プログラム
- 8) 情報の提示
- 9) 人体又はその一部
- 10) 植物又は動物の品種

(3) 発明には、実用新案登録簿(以下「登録簿」という)に登録することによって法的保護を付与する。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

(4) 実用新案についての法的保護の範囲は、実用新案クレームの文言によって決定する。

(5) 装置、方法及び材料は、実用新案としての保護を受けることができる。

(2000 年 2 月 9 日。2000 年 7 月 1 日施行—RT I 2000, 19, 117)

第 6 条 実用新案として保護されない発明

(1) 次に掲げるものは、実用新案としての保護を受けることができない。

- 1) 公序良俗に反する発明
- 2) 人体又は動物の体に行う治療方法及び診断方法
- 3) 生物学上の発明

(2) 本法の適用上、(1)3)に記載した「生物学上の発明」とは、次に掲げるものをいう。

- 1) 生物材料又は当該材料を含有する製品に係る発明
- 2) 生物材料の誘導又は使用に係る発明

(3) 本法の適用上、(2)に記載した「生物材料」とは、遺伝子情報を含み、かつ、自己増殖又は生物学的システムでの増殖が可能な材料をいい、微生物を含む。

(2000 年 2 月 9 日。2000 年 7 月 1 日施行—RT I 2000, 19, 117)

第 7 条 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性

(1) 発明が技術水準の一部でないときは、その発明は新規性を有するものとする。技術水準は、実用新案登録出願(以下「登録出願」という)の出願日前又は優先権が主張されている場合は優先日前に、書面若しくは口頭の説明により、使用により又はそれ以外の方法で、世界の何れかの地域において、公衆が利用することができるようにされていたすべてのものを含むものとする。新規性について決定するときは、登録出願の出願日前又は優先権が主張されている場合は優先日前に、第 33 条により公開された登録出願及び特許法(RT I 1994, 25, 406;

1998, 74, 1227; 107, 1768; 1999, 84, 764; 2001, 27, 151; 93, 565; 2002, 53, 336; 2003, 18, 106; 2004, 20, 141)第 24 条により公開された特許出願の内容も考慮するものとする。ただし、これらの出願の出願日又は優先権が主張されている場合は優先日が先行している場合に限る。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

(2) 技術水準を決定するときは、その旨の請求がなされることを条件として、登録出願の出願日前又は優先権が主張されている場合は優先日前 12 月以内に、第 11 条により実用新案登録を受ける権利を有する者が又はその者の意思に反して若しくは従ってその者から発明に関する情報を得ていた他人が開示した情報は考慮に入れない。他人がその情報を不法に取得した場合又はその情報が不法に若しくは実用新案登録出願権を有する者が知らないままに公表されたときは、登録出願の審査の過程で又は当該実用新案について争われる場合に、その請求をすることができる。当該請求を裏付ける証拠を請求書に添付しなければならない。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

(3) 本法の適用上、発明は、技術水準を考慮して自明でないときは、進歩性を有するものとする。

(4) 実用新案を業として製造又は使用することが可能であるときは、その実用新案は、産業上の利用可能性を有するものとする。

(2000 年 2 月 9 日。2000 年 7 月 1 日施行—RT I 2000, 19, 117)

第 8 条 実用新案の単一性

同一の登録出願に基づく実用新案の法的保護は、1 の発明についてのみ適用する。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 9 条 実用新案クレーム

(1) 実用新案クレームにおいては、明瞭、簡潔かつ短い文言をもって発明の内容を定義しなければならない。

(2) クレームにおいては、発明の内容を一まとめの必須の技術的な特徴として提示しなければならない。

(3) 実用新案クレームは、1 の独立クレーム及び複数の従属クレームによって構成する。実用新案クレームは、発明が一まとめの複数の製品により構成されている場合に、発明の単一性の要件が遵守されていることを条件としてのみ複数の独立クレームを含むことができる。

(4) 発明の説明及び図面は、実用新案クレームを解釈するために使用するものとする。発明の内容の要約は、実用新案クレームの解釈又は実用新案の法的保護の決定に関して何らの効力も有さない。要約は、発明に係る技術情報の開示にのみ用いられる。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 10 条 優先権

(1) 優先権とは、発明に関して実用新案としての保護を求める上で、最先の登録出願又は特許出願をした者が優先的に出願する権利である。最先の登録出願又は特許出願の出願日を優先日とみなす。

(2) 登録出願が最先の登録出願又は特許出願の出願日から 12 月以内に特許庁に対して行わ

れた場合は、優先権を次に掲げる日に基づいて確定させることができる。

1) 工業所有権の保護に関するパリ条約(RT II 1994, 4/5, 19)の同盟国又は世界貿易機関の加盟国における最先の登録出願又は特許出願の出願日

2) 工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国に該当しない国又は世界貿易機関の加盟国に該当しない国における最先の登録出願又は特許出願の出願日。ただし、当該国がエストニア共和国においてされた最先の登録出願及び特許出願に対して同等の条件を保証している場合に限る。

(3) 優先権は、先の登録出願又は特許出願の出願日を基礎として同一の発明を同一の者が12月以内に特許庁にした登録出願に関し確定させることができる。ただし、先の登録出願又は特許出願が公開されていないこと、及びそれを基礎として、他の登録出願又は特許出願を対象にした優先権が主張されていないことを条件とする。先の登録出願の処理が進行中である場合は、先の登録出願は取り下げられたとみなす。

(4) 優先権を主張する場合は、1の登録出願について、先に行った複数の登録出願又は特許出願の出願日に基づいて優先権を確定させることができる。先に行った複数の登録出願又は特許出願については、(2)又は(3)にいう12月の期間は、最先の優先日から起算する。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(5) (廃止—2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(6) 優先権を主張する場合は、(2)又は(3)にいう12月の期間の満了後に特許庁に行った登録出願に係る優先権は、(2)又は(3)により最先の登録出願又は特許出願の出願日に基づいて確定させることができる。ただし、次のことを条件とする。

1) 前記の期間を遵守することができなかった理由を優先権主張に添えること

2) 1)により記載された理由により、期間内に出願することができなかったことが意図的でなかったことが証明されること

3) 当該登録出願が前記期間の満了日から2月以内に行われたこと

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(7) 第19条により特許出願に基づいて行われた登録出願については、その特許出願又はその特許出願の該当部分に関して有効な優先権をその登録出願にも適用する。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 III 章 実用新案登録を出願する権利

第 11 条 実用新案を受ける権利

(1) 実用新案登録を出願して実用新案所有者となる権利は、その発明の創作者及び当該創作者の承継人又は法律上の承継人に帰属する。

(2) 発明が契約上の義務又は雇用上の職務を履行しているときに創作された場合は、実用新案登録を出願して実用新案所有者となる権利は、創作者又は契約若しくは雇用契約によって定められた他人に帰属する。ただし、出願人の居住地又は所在地の国の法令に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(3) (1)又は(2)により実用新案登録を出願する権利を有する者は、その権利を他人に移転することができる。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(4) 実用新案登録を出願する権利は、法律上の承継人に移転するものとする。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(5) 2以上の者が相互に無関係に同一の発明に関して実用新案の法的保護を出願する場合は、実用新案登録を出願する権利は、先に行われた又は先の優先日を有する登録出願において出願人として表示されている者に帰属する。ただし、その登録出願が取り下げられていないこと、又は特許庁がその登録出願を拒絶していないこと若しくはその登録出願を取り下げられたとみなしていないことを条件とする。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 12 条 実用新案の考案者

(1) 実用新案の創作者(以下「考案者」という)とは、創作活動の結果として発明を創作した自然人である。

(2000年2月9日。2000年7月1日施行—RT I 2000, 19, 117)

(2) 発明が複数の自然人による共同の創作活動の結果として創作された場合は、これらの者は共同考案者とする。

(2000年2月9日。2000年7月1日施行—RT I 2000, 19, 117)

(3) 共同考案者の場合、実用新案登録を出願して実用新案所有者となる権利を含め、共同創作から生じるすべての権利は、それらの考案者が共同して行使する。ただし、共同考案者が別段の定めを有する書面による契約を締結しているときは、この限りでない。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(4)–(5) (廃止—2000年2月9日。2000年7月1日施行—RT I 2000, 19, 117)

(6) 考案者としての地位は、譲渡することができず、また、期間の制限を受けない。

(7) 考案者は匿名権を有し、また、次に掲げる事項を履行することができる。

- 1) 自己の名称を考案者として開示するよう請求すること
- 2) 自己の名称を考案者として開示することを禁止すること
- 3) 自己の名称の開示禁止をいつでも取り消すこと

(8) 考案者は、その実用新案から得られる利益から公正な収入を受領する権利を有する。

(9) 考案者の財産的権利は、移転すること及び相続することができる。

第 IV 章 実用新案の権利

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 13 条 実用新案所有者

(1) 実用新案所有者とは、実用新案所有者として最後に登録簿に記入されている者のことである。

(2) 実用新案を登録するときは、実用新案登録出願人(以下「出願人」という)を当該実用新案所有者として登録簿に記入する。

(3) 実用新案所有者は、実用新案として保護されている発明について排他権を有する。実用新案所有者のみが実用新案の法的保護から生じる権利を行使し、かつ、この権利を行使することを他人に禁止する権利を有する。

(4) 実用新案所有者は、本法に規定されている手続に従って、実用新案所有者の権利の全部若しくは一部を他人に移転し、その権利を放棄し、又はその実用新案を担保とすることができる。実用新案の権利は、登録簿への登録が有効であることを条件として、実用新案所有者の法律上の承継人に移転することができる。

(5) 実用新案所有者の排他権は、本法又は他人の権利によってのみ制限される。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 14 条 実用新案所有者の排他権

(1) 実用新案所有者の排他権とは、何人も、実用新案の保護期間中は、実用新案所有者の許可なくして次のことをしてはならないことをいう。

1) 実用新案として保護されている製品を製造し、使用し、頒布し、販売し若しくは販売の申出をし又は当該製品を前記の目的で取得する(輸入による場合も含む)こと

2) 実用新案として保護されている製品の重要な一部である構成部品を製造し、販売し若しくは販売の申出をし又は当該構成部品を当該製品の製造若しくは準備のために取得し及び輸出すること。ただし、当該構成部品が他の独立した製品である場合は、この限りでない。

3) 実用新案として保護されている方法を使用し又は第三者に使用させることを申し出ること

4) 実用新案として保護されている方法を使用することにより製造される製品を使用し、頒布し、販売し若しくは販売の申出をし又は当該製品を前記の目的で取得する(輸入による場合も含む)こと

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

(2) 実用新案として保護されている方法により製造される製品の場合は、実用新案所有者の許可を得ることなく類似製品を製造し、使用し、頒布し、販売し、販売の申出をし、又は前記の目的で取得する(輸入による場合を含む)ことは、実用新案所有者の排他権の侵害とみなす。ただし、当該類似製品が異なる方法により製造されたことが証明されたときは、この限りでない。

(2000 年 2 月 9 日。2000 年 7 月 1 日施行—RT I 2000, 19, 117)

第 15 条 実用新案所有者の排他権の侵害を構成しない行為

次に掲げる行為は、実用新案所有者の排他権の侵害を構成しない。

- 1) エストニア共和国の領水に他国の船舶が一時的又は偶発的に入った場合で、かつ、実用新案の実施が専らその船舶の必要のためである場合に、その船舶内で(船体、機械、装具、無線航海装置その他の装置において)その実用新案を実施すること
- 2) エストニア共和国に他国の航空機又は車輛が一時的に又は偶発的に入った場合に、その航空機又は車輛の構造若しくは付属装置又は当該の輸送手段若しくはその装置の操作に関して実用新案を実施すること
- 3) 実用新案を当該実用新案自体に関する試験のために実施すること
- 4) 実用新案を私的に非営利的に実施すること。ただし、当該実施が実用新案所有者の利益を害さないことを条件とする。

(2000年2月9日。2000年7月1日施行—RT I 2000, 19, 117)

第15-1条 権利の消尽

実用新案として保護されている発明を含む製品が、実用新案所有者により又は当該所有者の承諾を得て、エストニア共和国又は欧州経済地域に関する協定の加盟国の領域において市場に出された場合は、実用新案所有者は、その製品の取得(輸入による場合を含む)、使用、頒布、販売若しくは販売の申出を禁止する権利を有さない。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

第16条 先使用权

(1) 他人が発明について登録出願する前に、エストニア共和国において善意で、かつ、その登録出願人とは無関係に、同一発明を産業上利用していた者は、総体的に同一の実施内容を維持しつつ、その発明を継続して実施することができる。その実施者が当該発明について登録出願が予定されていたことを知らなかった又は当然には知り得なかった場合は、その実施は善意の実施である。

(2000年2月9日。2000年7月1日施行—RT I 2000, 19, 117)

(2) 先使用权は、エストニア共和国内において、発明を産業上の利用のために善意で真摯な準備をしていた者にも帰属する。

(3) 先使用权は、当該先使用权が確立している事業又は当該先使用权の行使が予定されていた事業と共にする場合に限り他人に移転することができる。

第16-1条 仮保護

(1) 発明には、登録出願日から登録事項の記入に関する通知が特許庁の公報に公告される日まで、仮保護を与えるものとする。

(2) 登録出願日から登録事項の記入に関する通知が特許庁の公報に公告されるまでの期間中に発明の実施を開始した者は、実用新案所有者の排他権を侵害したものとみなされない。ただし、当該人が、その発明に関する登録出願が行われていることを知っていたか若しくは当然知っているべきであった場合、又は出願人が当該人に対し、登録出願について書面をもって通告していた場合は、この限りでない。

(3) 登録事項の記入に関する通知が特許庁の公報に公告された日の後からは、登録出願についての通告を出願人から受けた者は、登録出願についての通告を受領した日から実用新案所有者の排他権を侵害したとみなされる。ただし、当該人が第16条による先使用权を有する

場合は、この限りでない。

(2000年2月9日。2000年7月1日施行—RT I 2000, 19, 117)

第 V 章 登録出願及びその処理

第 17 条 登録出願

(1) 登録出願書類には、次に掲げる書類を含めなければならない。

- 1) 実用新案登録願書並びに出願人、考案者及び発明の名称に関する情報を含む実用新案登録出願書類
- 2) 発明の説明。説明においては、当該技術の熟練者が発明を行うことができる程度に明瞭かつ簡潔に発明を開示していなければならない。
- 3) 実用新案クレーム
- 4) 発明の説明又は実用新案クレームにおいて引用した図面
- 5) 発明の内容についての要約

(2) 次に掲げる書類を登録出願書類に添付するものとする。

- 1) 特許代理人を通じて登録出願を提出するときは、委任状
- 2) 優先権主張を証明する書類。ただし、第 18-2 条に定める規定が適用される場合はこの限りでない。

(3) 出願人が考案者でない場合は、出願人は、実用新案登録出願書類又は登録出願書類に添付した他の書類において、第 11 条に定める実用新案登録出願権の法的基礎を申し立てなければならない。

(4) 登録出願書類に含まれる書類の内容及び様式に係る要件は、経済通信大臣が定めるものとする。経済通信大臣は、次に掲げるものについて定めるものとする。

- 1) 書類の構成及び各構成部分に含めなければならない情報
- 2) 書類を提出するためのデータ媒体
- 3) 書類に適用される国内及び国際標準並びにその中に含める情報の様式

(5) 登録出願書類は、エストニア語により提出しなければならない。

(6) 特許庁は、登録出願書類、登録出願書類に添付された書類又は処理の過程で 2 月の期間（本法に別段の期間が規定されている場合はこの限りでない）内に提出された書類に含まれている外国語の書類のエストニア語翻訳文の提出を求めることができる。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 18 条 登録出願書類の提出

(1) 登録出願書類は、特許庁に提出しなければならない。

(2) 登録出願に係る国の手数料は、登録出願書類の提出日から 2 月以内に納付しなければならない。国の手数料の納付期間は、延長することも回復することもできない。

(3) 登録出願の手続は、経済通信大臣が定めるものとする。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 18-1 条 実用新案の法的保護に関する手続の遂行における代理

(1) 実用新案の法的保護に関する手続は、特許庁及び工業所有権審判委員会（以下「審判委員会」という）において、利害関係人、又は特許代理人であって、利害関係人から明示的に委任されており、かつ、特許代理人法（RT I 2001, 27, 151; 93, 565; 2002, 53, 336; 2003, 88, 594）により発明の分野における業務についての特許代理人資格を付与されている者によ

り遂行されるものとする。利害関係人又は特許代理人は、自己の費用負担で、特許庁又は審判委員会における口頭の手続に代理権を有していない通訳又は顧問を参加させることができる。

(2) 居所又は所在地をエストニア共和国に有していない者は、特許庁及び審判委員会における実用新案の法的保護に関する手続行為についての当該人の代理人として、特許代理人を選任しなければならない。ただし、登録出願の提出、第30条(1)に定める国内処理のために国際出願の受理することを求める請求の提出及び本法に定めるすべての国の手数料の納付についてはこの限りでない。

(3) 複数の者が特許庁又は審判委員会において実用新案の法的保護に関する手続を共同で行なうときは、これらの者は、その代表者として特許代理人を選任するか又はこれらの者の中から居所若しくは所在地をエストニア共和国に有している代表者(以下「共通の代表者」という)を選任することができる。共通の代表者は、登録出願の移転を除き、登録出願の処理に関するすべての手続を共同出願人の名義で行う権利を有する。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

第18-2条 優先権主張の提出、訂正又は追加

(1) 優先権主張は、登録出願の際に提出する。

(2) 優先権主張を証明する書類は、優先権主張と共に又は優先日から16月以内に提出しなければならない。優先権がエストニア共和国における最先の登録出願又は特許出願に基づいて主張される場合は、優先権主張を証明する書類を提出することを要さない。

(3) 優先権主張を証明する外国語の書類の翻訳文は、第21条(2)の規定により特許庁が請求したときに、特許庁が定める期間内に、提出するものとする。

(4) 優先権主張は、特許庁が登録出願に基づいて実用新案を登録する又は登録出願を拒絶する決定を行うときまで、訂正又は追加することができる。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

第19条 特許出願に基づく登録出願

(1) 特許庁が処理中である、同一の発明に関する特許出願に基づいて、登録出願をすることができる。

(2) 特許出願日から10年の期間が経過した後は、それに係る登録出願をすることはできない。

(3) (廃止—2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

第20条 登録出願日の確定及び登録出願の処理のための受理

(1) 特許庁は、特許庁が書類一式として、次に掲げる要素のすべてを受領した日を登録出願日として確定するものとする。

1) エストニア語による実用新案の登録を求める願書、又は、実用新案の登録出願書類として意図された書類である旨の明確な表示

2) 出願人の身元の確認又は特許庁からの出願人への連絡を可能にする表示

3) 発明の説明であると外見上認められる書類

(2) 特許庁は、受領した書類を検討して、(1)に掲げる実用新案登録出願の要素のあるもの

が当該書類一式から欠落していると認めた場合は、登録出願を提出した者にその旨を通知し、かつ、不備を除去するための期間を設定するものとする。

(3) 特許庁は、登録出願の欠落している要素が(1)(2)にいう情報である場合は、(2)に定める不備を通知する義務を負わない。その場合、出願人は、(1)に定める登録出願の要素で欠落しているものすべてを、最初に提出した書類を特許庁が受領した日から2月以内に、自発的に提出しなければならない。

(4) (2)に定める場合においては、特許庁は、最初に提出した書類中の特許庁が列挙するすべての不備を出願人が除去した日を登録出願日として確定し、また、(3)に定める場合においては、特許庁は、(1)に列挙する登録出願の要素で欠落するものすべてを出願人が自発的に提出した日を登録出願日として確定するものとする。

(5) 特許庁は、発明の説明の一部が登録出願の書類一式から欠落しているように思われる又は実用新案クレームが出願に欠落していると思われる図面(以下「欠落部分」という)を引用していると認める場合は、直ちにその旨を出願人に通知するものとする。出願人は、欠落部分を登録出願に追加することを希望する場合は、特許庁から通知されたか否かに拘らず、登録出願日から2月以内に欠落部分を提出しなければならない。特許庁は、特許庁が欠落部分を受領した日を新たな登録出願日として確定するものとする。

(6) (5)に定める期間内に出願人が欠落部分の提出を拒絶する旨を特許庁に通知する場合又は欠落部分を提出しない場合は、特許庁は、(1)の規定により登録出願日を確定するものとする。

(7) (4)及び(5)双方の規定が登録出願日の確定に適用される場合は、登録出願日は、前記の規定により確定される日の遅い方とする。

(8) 特許庁は、出願人が次に掲げることをしなかった場合は、登録出願日を確定しないものとする。

1) (2)に定める場合において、特許庁の通知に記載する不備を定められた期間内に除去すること

2) (3)に定める場合において、(1)にいう登録出願の要素で欠落しているものすべてを、最初に提出した書類を特許庁が受領した日から2月以内に自発的に提出すること

(9) 第19条による特許出願に基づく登録出願の場合は、特許出願日を登録出願日とする。

(10) 登録出願日が確定された場合は、特許庁は、登録出願を処理するために受領する。

(11) 特許庁は、処理するために受領した登録出願の番号及び出願日を出願人に通知する。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

第20-1条 登録出願を処理するための受理の拒絶

(1) 登録出願日が第20条(8)に定める根拠に基づいて確定されていない場合は、特許庁は、登録出願を処理するための受理を拒絶するものとする。

(3) 登録出願を処理するための受理を拒絶したときは、出願人に書面をもってその旨を通知する。出願人は、納付した国の手数料の返還を受けることができる。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

第21条 登録出願の処理

(1) 特許庁は、登録出願処理の過程で、次の事項を確認するものとする。

- 1) 第 18 条(2)に定める国の手数料の納付の有無
 - 2) 第 17 条(1)及び(2)に定める書類の有無
 - 3) 優先権が主張されている場合、優先権主張が第 10 条及び第 18-2 条の規定を遵守しているか否か
 - 4) 考案者に関する情報及び、出願人が考案者でない場合は、第 17 条(3)にいう実用新案出願権の法的基礎申立の要件を遵守しているか否か
 - 5) 登録出願が特許代理人を通じて行われている場合は、特許代理人の発明の分野において業務を行う権利
 - 6) 登録出願書類が第 17 条(4)に規定する内容及び様式に係る要件を遵守しているか否か
- (2) (1)に定める確認により、ある書類が登録出願から欠落していること又は書類の様式若しくは内容に関して不備が存在することが確かめられた場合は、特許庁は、その旨を出願人に書面をもって通知し、かつ、不備を除去し又は説明を提出するための 2 月から 4 月までの期間を定めるものとする。
- (3) 正当な根拠がある場合は、出願人は、特許庁が設定した期間の 2 月の延長を請求することができる。期間延長の請求は、(2)にいう期日が経過する前に、特許庁に提出しなければならない。期間延長に関する特許庁の決定は、最終的なものである。
- (4) 登録出願が第 5 条(2)、第 6 条及び第 17 条の規定を遵守している場合は、特許庁は、その実用新案を登録する決定を行い、かつ、その旨を出願人に書面をもって通知するものとする。登録事項の記入は、当該決定に基づいて行う。
- (5) 登録出願が第 5 条(2)、第 6 条若しくは第 17 条の規定を遵守していない場合又は出願人が登録出願書類の方式上若しくは実体上の不備を除去しなかったか若しくは説明を提出しなかった場合は、特許庁は、その実用新案の登録を拒絶し、登録出願を却下する決定を行い、また、その旨を出願人に書面をもって通知するものとする。
- (2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 22 条 登録出願処理の停止及び再開

- (1) 出願人が、手続の遂行のために特許庁が本法により定めた期限に従わなかった場合は、特許庁は、登録出願の処理を停止し、かつ、その旨を出願人に書面をもって通知するものとする。
 - (2) 第 18-2 条(2)に従って優先権主張を証明する書類が優先権主張と共に提出されることがなかった場合は、特許庁は、当該書類が提出されるまで、ただし、優先日から 16 月以下の間、登録出願の処理を停止するものとする。
 - (3) (1)により処理が停止された登録出願の処理は、遂行されなかった手続の期日から 2 月以内に出願人がその手続を遂行し、かつ、国の手数料を納付したときに再開するものとする。
 - (4) (2)により処理が停止された登録出願の処理は、出願人が、優先日から 16 月の経過後に、優先権主張を証明する書類を提出したとき又は出願人が優先権主張を証明する書類を提出しなかったとき、再開する。後者の場合は、特許庁は、優先権主張を認めることを拒絶し、かつ、その旨を出願人に書面をもって通知するものとする。
 - (5) 登録出願の処理は、1 回に限り、(1)及び(3)により停止及び再開をすることができる。
- (2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 23 条 登録出願の訂正及び補正

(1) 出願人は、処理が行われている間、登録出願を訂正及び補正することができる。ただし、登録出願日にその登録出願に開示していた発明の内容を変更しないことを条件とする。

(2000年2月9日。2000年7月1日施行—RT I 2000, 19, 117)

(2) 訂正及び補正が、発明の主要な特徴であって、登録出願日における発明の説明、実用新案クレーム又は図面に記載されていなかったものを含んでいる場合は、当該の訂正及び補正は発明の内容を変更するとみなす。

(2000年2月9日。2000年7月1日施行—RT I 2000, 19, 117)

(3) (廃止—2000年2月9日。2000年7月1日施行—RT I 2000, 19, 117)

(4) 処理の過程において、特許庁は、登録出願書類の編集に限り、出願人の承認を得ないで行うことができる。

(2000年2月9日。2000年7月1日施行—RT I 2000, 19, 117)

第 24 条 登録出願の取下

(1) 出願人は、登録出願の取下を請求することができ、また、処理中の登録出願を取り下げることができる。登録出願書類は返還されない。

(2000年2月9日。2000年7月1日施行—RT I 2000, 19, 117)

(2) 複数の者が1の実用新案に係る登録出願を行った場合は、当該登録出願の取下請求は、出願人全員の同意を得て行わなければならない。

(3) 次に掲げる事由があるときは、特許庁は、登録出願が取り下げられたとみなす。

1) 特許庁が第22条(1)により登録出願の処理を停止し、かつ、当該処理を第22条(3)により再開することができないこと又は第22条(5)により停止することができないこと

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

2) 出願人が所定の国の手数料を納付しなかったこと又は、国の手数料を納付している場合は、第18条(2)に規定する2月の期間内に国の手数料の納付を証明する書類を提出しなかったこと

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

3) 第10条(3)に規定の場合

第 25 条 登録出願処理の終結

(1) 特許庁は、取り下げられた又は取り下げられたとみなされる登録出願の処理を終結させるものとする。

(2) 出願人には、登録出願処理の終結について書面をもって通知しなければならない。

(2000年2月9日。2000年7月1日施行—RT I 2000, 19, 117)

第 26 条 登録出願処理の再開

(1) 特許庁が第24条(3)1)に従い、登録出願は取り下げられたとみなし、登録出願の処理を終結させた場合は、出願人は、登録出願の処理の再開を請求することができる。ただし、手続の不履行が不可抗力又は出願人若しくは出願人を代理する特許代理人に関係のない他の障害によるものであったことを条件とする。

(2000年2月9日。2000年7月1日施行—RT I 2000, 19, 117; 2004年3月10日。2004年

5月1日施行－RT I 2004, 20, 141)

(2) 出願人が障害が存在したことを証明し、障害が消滅してから2月以内に所定の手続を履行し、かつ、所定の期間内に国の手数料を納付し、国の手数料の納付を証明する書類を提出したときは、特許庁は、登録出願の処理を再開するものとする。

(2000年2月9日。2000年7月1日施行－RT I 2000, 19, 117)

(3) 登録出願処理の再開は、履行しなかった手続に係る期間の後1年以内に請求することができる。

(4) (1), (2)及び(3)の規定は、第34条(4)の規定には適用しない。

(2000年2月9日。2000年7月1日施行－RT I 2000, 19, 117)

第27条 特許庁の決定に対する不服申立

(1) 出願人は、本法に基づいて行われた特許庁の決定に対して、審判委員会又は行政裁判所に不服を申し立てることができる。

(2) 出願人は、特許庁の決定が行われた日から2月以内に審判委員会に不服を申し立てることができるが、その際は、国の手数料を納付しなければならない。

(3) 審判委員会は、決定により、次に掲げる行為をする権限を有する。

1) 不服申立を却下すること、又は

2) 特許庁に対し、その決定を取り消し、かつ、審判委員会の決定に記載する事情を考慮に入れて手続を継続することを求めること

(4) 不服申立が認められたときは、国の手数料を返還する。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行－RT I 2004, 20, 141)

第28条 登録出願処理の終了

登録出願の処理は、実用新案の登録簿への登録又は登録出願の拒絶をもって終了する。

(2000年2月9日。2000年7月1日施行－RT I 2000, 19, 117)

第 VI 章 実用新案国際登録出願

第 29 条 実用新案国際登録出願の定義

(1) 本法の適用上、実用新案国際登録出願(以下「国際登録出願」という)とは、1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約(RT II 1994, 6/7, 21)(以下「特許協力条約」という)に基づいて行われる国際出願をいう。

(2003年1月29日。2003年4月1日施行—RT I 2003, 18, 106)

(2)-(4) (廃止—2000年2月9日。2000年7月1日施行—RT I 2000, 19, 117)

(5) 特許庁は、エストニア共和国が指定国又は選択国として表示されている国際登録出願に係る指定官庁又は選択官庁である。

(6) エストニア共和国が指定国として表示されている国際登録出願は、第17条及び第18条に従って行われた登録出願と同等であるとみなす。

(7) エストニア共和国が指定国として表示されている国際登録出願は、特許協力条約に定められている受理官庁(以下「受理官庁」という)により決定された国際出願の日に特許庁に対して行われたとみなす。

(2000年2月9日。2000年7月1日施行—RT I 2000, 19, 117)

(8) (廃止—2000年2月9日。2000年7月1日施行—RT I 2000, 19, 117)

第 30 条 国際登録出願の処理に関する規定

(1) 国際登録出願が国内処理のために受理されることを求めるには、出願人は、優先日から31月以内に、その旨の請求書を当該国際登録出願のエストニア語翻訳文と共に特許庁に提出し、かつ、国の手数料を納付しなければならない。

(2003年1月29日。2003年4月1日施行—RT I 2003, 18, 106)

(2) (廃止—2003年1月29日施行—RT I 2003, 18, 106)

(3) 正当な根拠があり、かつ、出願人の請求がある場合は、出願人には、(1)に定める国際出願の翻訳文の提出について追加期間を与えることができるが、この追加期間は、優先日から33月目の終わりを超えてはならず、また、優先権が複数ある場合は、最先の優先日から33月目の終わりを超えてはならない。(1)に定める31月の期間の終わりまでに2月を超える期間が残っている場合は、追加期間は与えないものとする。翻訳文が提出された場合又は本条に定める33月の期間が満了した場合は、国の追加手数料を納付しなければならない。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(3-1) 実用新案は、特許協力条約第21条により国際出願が公開されるまでは、登録簿に登録しないものとする。ただし、優先日から20月が経過したときは、この限りでない。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(3-2) 国際登録出願が国内処理のために受理された場合は、特許法第33条(3-2)に基づいて定められた手続を適用する。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(4)-(5) (廃止—2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(6) 次の場合は、国際登録出願は、第29条(6)及び(7)に定めた効力を喪失する。

1) 特許協力条約第24条(1)(i)及び(ii)の規定が適用される場合

2) 出願人が(1)又は(3)に規定した要件を遵守しなかった場合

3) 出願人が第 18-1 条に定めた代理人委任の要件を遵守しなかった場合

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

(6-1) 国際登録出願は、次の場合に拒絶するものとする。

1) 出願人が(1)に定めた期間を守らなかった場合又は所定の国の手数料額を納付しなかった場合

2) 出願人が(3)に定めた追加期間の満了までに所定の国の手数料額を納付しなかった場合

3) 出願人が(3-2)に基づいて定められた要件を遵守しなかった場合

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

(7)-(9) (廃止—2000 年 2 月 9 日。2000 年 7 月 1 日施行—RT I 2000, 19, 117)

(10) 受理官庁が国際出願日の承認を拒絶した場合、若しくは国際登録出願が取り下げられたとみなす旨の報告をした場合、又は世界知的所有権機関の国際事務局(以下「国際事務局」という)が特許協力条約第 12 条(3)による決定を行った場合、又は受理官庁がエストニア共和国の指定が取り下げられたとみなす旨の報告をした場合は、出願人は、その旨の報告又は決定を受領してから 2 月以内に、当該国際登録出願をエストニア共和国において審査すること及び国際事務局が当該国際登録出願の写しを特許庁に送付することを請求することができる。出願人は、特許庁が定めた期間内に、国際登録出願の翻訳文及び、所定の事情においては、特許代理人に関する情報を特許庁に提出しなければならない。また、国の手数料を納付しなければならない。特許庁は、受理官庁又は国際事務局による決定が正当であるか否かを検証し、その結果を出願人に通知しなければならない。受理官庁又は国際事務局による決定が正当でない場合は、その登録出願は、国際登録出願として審査されるものとする。

(2000 年 2 月 9 日。2000 年 7 月 1 日施行—RT I 2000, 19, 117)

(11) 受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関若しくは国際事務局が定めた手続又は(1)に定めた手続を出願人が不可抗力又は出願人には関係のない他の障害により期限までに履行しなかったという理由で国際登録出願の処理が終結させられた場合は、特許庁は、エストニア共和国における国際登録出願の処理を再開するものとする。ただし、出願人が第 26 条(2)及び(3)の規定に従うことを条件とする。

(2000 年 2 月 9 日。2000 年 7 月 1 日施行—RT I 2000, 19, 117; 2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

第 VII 章 実用新案登録簿

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 31 条 実用新案登録簿

(1) 本法及び工業所有権法基本規則(RT I 2003, 18, 98; 82, 555; 2004, 20, 141)に基づき、かつ、これらの法律に規定する手続に従って、実用新案登録簿(以下「登録簿」という)を維持するものとする。

(2) (1)にいう法律に規定する場合は、登録簿記入に関する通知を特許庁の公報に公告するものとする。特許庁は、公共の利益のために、かつ、特許庁の公報規程に定める手続に従って、他の登録簿記入及び他の情報に関する通知を特許庁の公報に公表することができる。ただし、それらの公表が前記の法律又は国際協定に基づいて禁止又は制限されていない場合に限る。

(3) 特許庁の公報規程は、経済通信大臣が定めるものとする。特許庁の公報の名称は、「Eesti Kasuliku Mudeli Leht」とする。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 32 条 実用新案の登録簿への登録

(1) 登録出願が処理のために受理されたときは、当該登録出願の番号及び出願日、第 17 条に基づいて提出された書類及び出願人が自発的に提出したその他の書類並びに工業所有権法基本規則第 25 条による書類に含まれる情報の特許庁での受領を登録簿に記入するものとする。

(2) 登録出願処理の過程においては、本法に従って履行された手続行為に関する情報及び通知、受領又は発行した書類、本法に規定した期間並びに特許庁が定めた期間を登録簿に記入するものとする。

(3) 実用新案に法的保護を与えたときは、登録簿に登録記入を行う。

(4) 登録簿記入は、特許庁の実用新案を登録する旨の決定に基づき、第 21 条(4)に従って行い、又は、第 27 条に定める場合においては、特許庁の実用新案を登録する旨の決定に基づき、審判委員会の決定若しくは裁判所の判決に従って行うものとする。出願人は、登録記入の延期を請求することができるが、延期期間は優先日から 18 月を超えてはならない。この請求は、登録出願のときに行わなければならない。

(5) 登録事項とは、次のものをいう。

- 1) 登録番号
- 2) 登録日
- 3) 発明の名称
- 4) 国際特許分類記号
- 5) 考案者の姓名
- 6) 実用新案所有者の姓名及び居所又はその事業の所在地の宛先。法人の場合は、名称、所在地の宛先及び国コード
- 7) 登録の有効期間の開始日
- 8) 登録の満了日
- 9) 特許代理人がいる場合、その姓名

- 10) 共通の代表者がいる場合、その姓名。法人である共通の代表者がある場合、当該法人の名称
 - 11) 登録出願番号
 - 12) 登録出願の出願日
 - 13) 優先権に係る事項(優先日、国名、出願番号)
 - 14) 先の継続登録出願又は登録出願の基礎となっている特許出願の番号及び出願日
 - 15) 国際出願又は欧州特許出願に係る事項
 - 16) 第7条(2)に定める情報の開示日
 - 17) 実用新案クレーム
 - 18) 発明の説明
 - 19) 図面
- (6) (4)にいう出願人は、実用新案所有者として登録簿に記入するものとする。
- (7) 特許庁は、登録事項を登録簿に記入した後、実用新案明細書を作成する。実用新案明細書の作成にかかる様式及び手続の要件は、経済通信大臣が定めるものとする。
- (8) 特許庁は、登録事項を登録簿に記入した後、実用新案登録の通知及び実用新案明細書をその公報に公告するものとする。通知の公告日を登録簿に記入するものとする。
- (9) 登録は、実用新案登録の通知の特許庁の公報への公告日に効力を生じるものとする。
- (10) 特許庁は、実用新案登録の通知を公告した後、実用新案明細書を含む実用証を実用新案所有者に発行しなければならない。
- (11) 実用新案所有者の人数の如何に拘らず、発行する実用証は1通のみとする。
- (12) 実用証の作成及び発行に係る様式及び手続の要件は、経済通信大臣が定めるものとする。
- (2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

第33条 登録簿記入事項の閲覧及び提供

- (1) 登録簿は公開する。何人も、実用新案登録の通知の公告日から、本法に規定する制限(考案者の名称の開示を禁止する考案者の権利を含む)を考慮に入れた上で、登録出願及びデータベース記録に記入した事項に係る登録ファイルを閲覧する権利を有する。前記通知の公告日は、登録出願の公開日とする。
 - (2) 登録ファイルを閲覧するため又は登録簿の謄本若しくはプリントアウトの発行を受けるためには、書類の各ファイル、謄本又はプリントアウトに係る国の手数料の納付に関する情報を添えて、請求書を提出しなければならない。出願人、実用新案所有者及び考案者は、自己の実用新案に関する登録ファイルを無料で閲覧することができる。
 - (3) 実用新案の出願人又は所有者の書面による請求があり、かつ、国の手数料が納付された場合は、特許庁は、登録出願の謄本及び特許庁による公式の確認を内容とする発明の優先権を証明する書類を発行する。優先権を証明する書類の作成に係る様式及び手続の要件は、経済通信大臣が定めるものとする。
 - (4) 登録簿の閲覧及び登録簿からの情報の提供に係る手続は、経済通信大臣が定めるものとする。
- (2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 VIII 章 実用新案の法的保護の効力

(2000 年 2 月 9 日。2000 年 7 月 1 日施行—RT I 2000, 19, 117)

第 34 条 登録の有効期間

- (1) 登録は、それに係る登録出願日から 4 年間有効とする。
- (2) 実用新案所有者からの請求があったときは、登録有効期間について、第 1 回目に 4 年間、その後、更に 2 年間延長することができる。
- (3) 実用新案所有者が登録の有効性の終結を請求したときは、登録は期限前に無効となる。
- (4) 登録の有効期間を延長するためには、次に掲げる時期に国の手数料を納付しなければならない。
 - 1) 登録に係る有効性が消滅する日の前 6 月以内、又は
 - 2) 国の追加手数料を納付することを条件として、登録に係る有効性が消滅する日から 6 月以内
- (5) 国の手数料は、特許庁が国の手数料の納付を証明する書類を受領した場合に、納付されたとみなす。

(2000 年 2 月 9 日。2000 年 7 月 1 日施行—RT I 2000, 19, 117)

第 35 条 (廃止)

(2000 年 2 月 9 日。2000 年 7 月 1 日施行—RT I 2000, 19, 117)

第 36 条 実用新案の補正

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

- (1) 実用新案所有者は、登録の有効期間中、実用新案クレームを補正することにより、発明の内容を変更することなく、法的保護の範囲を減縮することができ、また、実用新案明細書における書誌データ並びに明白な誤記及び計算の誤りを訂正することができる。補正の請求書、新たな実用新案クレーム及び、必要な場合は、新たな発明の説明を特許庁に提出し、かつ、(2)に定める国の手数料を納付しなければならない。特許庁は、自己の誤りを、自己の発意により又は実用新案所有者からの請求を受けて、無償で訂正するものとする。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

- (2) 補正を請求する場合において、書誌データ並びに誤記及び計算の誤りを訂正するときは、実用新案明細書の補正に関する通知の公告について国の手数料を納付しなければならない。また、法的保護を減縮するときは、実用新案クレームの補正に関する通知の公告及び新たな実用新案明細書の公告について国の手数料を納付しなければならない。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

- (2-1) 特許庁は、実用新案の補正に関する通知を特許庁の公報に公告するものとする。法的保護の範囲が減縮された場合も、新たな実用新案明細書を公告するものとする。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

- (3) 実用新案所有者は、登録事項の記入に関する通知の公告の後 1 年以内に、明白な誤記及び実用新案の法的保護の範囲を制限している計算の誤りを訂正するための補正を特許庁に請求することができる。
- (4) (3)に基づいて行われた補正から生じた実用新案の法的保護の範囲拡大は、実用新案登

録の補正に関する通知が公告される前に，経済的及び業としての活動において実用新案の元の法的保護の範囲を考慮していた者の権利を制限しないものとする。
(2000年2月9日。2000年7月1日施行—RT I 2000, 19, 117)

第 IX 章 (廃止)

(2000 年 2 月 9 日。2000 年 7 月 1 日施行—RT I 2000, 19, 117)

第 X 章 実用新案の権利の移転

第 40 条 実用新案登録出願権の移転

(1) 実用新案登録出願権の考案者から他人への移転は、別個の書面による合意に基づいて又は第 11 条(2)に規定する契約若しくは雇用契約により行わなければならない。この合意又は契約には、第 12 条(8)により登録の全有効期間を通じてその発明から得られる利益から公正な収入を受領する考案者の権利を保証する規定を含めなければならない。

(2) 法律に基づく実用新案登録出願権の移転については、出願人の居住国又は所在国の法律が適用される。

(3) (1)又は(2)による実用新案登録出願権の移転の法的基礎及び考案者に関する情報を登録出願において表示しなければならない。合理的な疑義がある場合は、特許庁及び裁判所は、実用新案登録出願権及び発明の考案者としての地位を証明する書類の提出を要求することができる。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 41 条 登録出願の移転

(1) 出願人は、特許庁が処理を進めている登録出願を他人に移転することができる。

(2) 出願人が死亡した場合又は法人である出願人が解散した場合は、特許庁が処理を進めている登録出願は、承継人又は法律上の承継人に移転するものとする。

(3) 登録事項の記入における出願人の事項を補正するためには、出願人又は登録出願の移転を受けた者は、その旨の申請書及び国の手数料の納付を証明する書類を特許庁に提出しなければならない。登録出願の移転を受けた者が申請するときは、当該人は、移転を証明する書類又はその認証謄本を申請書に添付しなければならない。

(4) 登録出願は、登録出願事項の記入を補正する記入が行われた日に他人に移転されたとみなす。

(2000 年 2 月 9 日。2000 年 7 月 1 日施行—RT I 2000, 19, 117)

第 42 条 実用新案の移転

(1) 実用新案所有者は、その実用新案を他人に移転することができる。

(2) 実用新案所有者が死亡した場合又は法人である実用新案所有者が解散した場合は、その実用新案は、承継人又は法律上の承継人に移転するものとする。

(3) 登録事項の記入における実用新案所有者に関する事項を補正するためには、実用新案所有者又は実用新案の移転を受けた者は、その旨の請求書及び国の手数料の納付を証明する書類を特許庁に提出しなければならない。実用新案の移転を受けた者が請求するときは、当該人は、移転を証明する書類又はその認証謄本を請求書に添付しなければならない。動産に対する登録担保が設定されている実用新案の移転の場合は、質権者の書面による承諾を請求書に添付しなければならない。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

(4) (3)にいう請求は、取引によって定められた実用新案移転の日又は法律上の承継の日から 1 年以内にしなければならない。判決により実用新案が移転する場合は、請求は、判決が効力を生じてから 1 月以内にしなければならない。本項に記載した条件が守られなかったと

きは、登録は無効とみなす。

(5) 実用新案は、取引若しくは判決によって定められた実用新案移転の日又は法律上の承継の日に、他人に移転したとみなす。

(6) 本条の規定による実用新案の移転を受けた者は、登録事項を補正する記入が有効となった日から、実用新案所有者に属する権利の行使を開始することができる。登録記入は、それが行われた日に有効となる。登録記入は、登録記入履行の通知が特許庁の公報に公告された日から、第三者に対して法律上の効力を有する。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

第43条 ライセンス

(1) 実用新案所有者(実施許諾者)は、ライセンス契約書により、第14条(1)に列举する実用新案所有者に属する権利の行使を部分的に又は全面的に他人(実施権者)に許諾することができる。

(2) 実施権者は、実施許諾者の承諾を得て、ライセンスから生じる権利をサブライセンスにより第三者に移転することができる。

(3) ライセンスの期間は、登録の期間を超えてはならない。

(4) ライセンスは登録簿に登録することができる。ライセンスに関する記入を行う上での根拠となるのは、ライセンス契約書の謄本又は登録に必要な情報を含むライセンス契約書の抄本を添付した実施許諾者又は実施権者の請求書である。ライセンスに関する記入については、国の手数料を納付しなければならない。登録されていないライセンスは、第三者に対して法的効力を有さない。異なるライセンスにより複数の実施権者に付与された権利が衝突する場合は、ライセンスが登録されている実施権者が優先される。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(5) 第42条に定めた場合において実用新案が他人に移転したときは、ライセンスから生じる権利及び義務も前記の他人に移転する。

(2003年1月29日。2003年4月1日施行—RT I 2003, 18, 106)

第44条 (廃止)

(2000年2月9日。2000年7月1日施行—RT I 2000, 19, 117)

第 XI 章 実用新案の権利に係る係争及び当該権利の保護

第 45 条 考案者としての地位に係る係争

(1) 考案者としての地位に関する紛争は、実用新案が登録された後に裁判所において解決するものとする。

(2) 第 12 条(1)又は(2)により自己が実用新案の考案者又は共同考案者であると考える者は、実用新案所有者を相手として、考案者としての地位の確認を求める訴訟を提起することができる。

(3) 考案者としての地位を求める係争は、考案者又はその承継人がすることができる。

(2000 年 2 月 9 日。2000 年 7 月 1 日施行—RT I 2000, 19, 117)

(4) 考案者としての地位が証明された場合は、当該人は、第 11 条に基づき、同事件において、第 46 条(1)により実用新案所有者を相手として争うことができる。

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

第 46 条 実用新案所有者に係る係争

(1) 実用新案についての権利が第 11 条に基づいて自己に属すると考える者は、実用新案所有者を相手として、自己の権利の承認を求める訴訟を提起することができる。勝訴した場合は、当該人は、次の何れかのことをする権利を有する。

1) 当該実用新案を自己の名義で登録すること

2) 登録を取り消し、同一の発明に関して同一の出願日を有する新たな登録出願を行うこと、又は

3) 登録を取り消すこと

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

(2) (1)により行った選択を記載した請求書を、効力を生じた判決文の謄本及び、定められた場合は、国の手数料の納付を証明する書類を添付して、判決が効力を生じてから 1 月以内に特許庁に提出しなければならない。当該人は、新たな登録出願を行うときは、第 17 条の規定に従って、判決が効力を生じた日から 3 月以内に新たな登録出願の書類を特許庁に提出しなければならない。前記の要件を遵守しなかったときは、登録を取り消すものとする。

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

(3) (1)により提起された訴訟において勝訴した場合において、発明を実施していたか又は実施するための真摯な準備をしていた者は、実用新案の移転の後、その発明を自己の経済的又は業としての活動において有償又は無償で実施する権利を裁判所に申請することができる。ただし、発明が同じ目的で実施されることを条件とする。

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

(4)-(5) (廃止—2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

第 47 条 実用新案に係る係争

(1) 登録実用新案が第 5 条から第 9 条までの規定を遵守していないと考える又は発明が元の登録出願において開示された発明の内容と一致しないと考える者は、実用新案所有者を相手として、登録の取消を求めて訴訟を提起することができる。

(2) (1)にいう訴訟は、登録が満了した後でも提起することができる。

(3) 登録が取り消された場合において、実用新案所有者又は(1)にいう者が効力を生じた判決文の謄本を添えて特許庁に申請するときは、特許庁は、登録記入を削除するものとする。(2003年1月29日。2003年4月1日施行—RT I 2003, 18, 106)

(4) 登録の取消は、登録の取消に係る判決が効力を生じるまでは、実用新案所有者の排他権の保護に関する判決を取り消す又は契約(ライセンス契約を含む)を取り消す効果を有さない。契約の履行が継続している場合は、一方の当事者は、他方当事者に支払額を変更し又は計算をし直すよう要求する権利を有する。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

第48条 考案者の権利の保護

(1) 実用新案の考案者は、期間の制限を受けることなく、第12条(7)に規定した権利の侵害に関して及び考案者としての地位から生じるそれ以外の非財産的紛争を解決するために、裁判所に訴訟を提起することができる。

(2) (廃止—2002年6月5日。2002年7月1日施行—RT I 2002, 53, 336)

第49条 出願人の権利の保護

(1) 出願人は、第27条により審判委員会に特許庁の決定に対して不服を申し立てること又は決定の日から2月以内に行政裁判所に訴えを提起することができる。

(2) 出願人は、審判委員会の決定に同意しないときは、決定が公表された日から3月以内に行政裁判所に訴えを提起して、その決定について争うことができる。

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

第50条 実用新案所有者の権利の保護

(1) 実用新案の不法実施があったときは、実用新案所有者は、次に掲げる請求をすることができる。

1) 債務行為法(Law of Obligations Act)第1043条による、実用新案の不法実施によって生じた損害に対する補償

2) 債務行為法第1037条及び第1039条による、実用新案の不法実施の結果として取得された物の移転

3) 債務行為法第1055条による、実用新案の不法実施の停止及び新たな侵害の防止

(2004年3月10日。2004年5月1日施行—RT I 2004, 20, 141)

(2) (廃止—2002年6月19日。2002年9月1日施行—RT I 2002, 63, 387)

(3) 不法行為によって実用新案所有者の排他権を侵害して所有者に財産的損害を与えた者は、その損害を補償する義務を負う。実用新案の実施が善意によるものであったときは、裁判所は、訴訟提起前5年以内に生じた損害の範囲を超えない補償を命じることができる。

(4) 実用新案所有者は、排他権の侵害者を知ったときから3年以内に訴訟を提起する権利を有する。

(5) 登録事項の記入に関する通知が公告される前に生じた排他権の侵害に関しては、訴訟は、(4)に指定した期間内又は登録事項の記入に関する通知が公告されてから1年以内のうちの何れか遅く終了する期間内に提起しなければならない。

(2000年2月9日。2000年7月1日施行—RT I 2000, 19, 117)

第 51 条 前記以外の者の権利の保護

(1) 登録出願が行われる前に善意で発明を実施していた者は、実用新案所有者を相手として、自己の先使用権の確認を求める訴訟を提起することができる。

(2) 実施権者は、ライセンスに係る紛争の解決のために、訴訟を提起することができる。

(3) 実施権者もまた、ライセンスの許諾に関して別段の定めがある場合を除き、他人による実用新案所有者の排他権の侵害に関し、訴訟を提起することができる。実施権者は、訴訟を提起する旨の実施権者の意思を事前に実用新案所有者に通知しなければならない。通知義務は、通知をライセンス契約書に表示されている宛先又は登録簿に記入されている宛先へ書留郵便で実用新案所有者に送付している場合は、履行されているとみなす。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

(4) 自己の活動が実用新案所有者の排他権を侵害しているかもしれないとの疑念を有する者は、実用新案所有者を相手として、実用新案の存在は自己の経済的又は業としての活動を妨げるものではないことを確認するための訴訟を提起することができる。

(5) 第 50 条に基づいて訴訟を提起されているか又は実用新案所有者の排他権の侵害の申立に関連して軽罪手続若しくは刑事事件手続が開始されている者は、第 47 条(1)により、実用新案所有者を相手として、登録の取消を求める訴訟を提起する権利を有する。登録取消を求める訴訟に関する手続が行われている間は、実用新案所有者の排他権の侵害に係る訴訟、軽罪又は刑事事件に関する手続は停止するものとする。

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

第 52 条 実用新案に関連する紛争の審理手続

(1) 法律によって規定されている場合は、実用新案に関連する紛争は、審判委員会により又は裁判所において審理するものとする。

(2) 第 45 条から第 48 条まで、第 51 条(1)、(2)、(4)及び(5)にいう訴訟並びに第 49 条にいう不服申立は、特許庁所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。第 50 条、第 51 条(3)及び第 52-1 条にいう訴訟は、その違法行為の発生地を管轄する地域又は地区裁判所の管轄に属する。WTO 協定の付属書 1C である知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(RT II 1999, 22, 123)第 50 条にいう暫定措置の実施は、その違法行為の発生地を管轄する地域又は地区裁判所の管轄に属する。

(2003 年 1 月 29 日。2003 年 4 月 1 日施行—RT I 2003, 18, 106)

(3) 裁判所は、実用新案に関連する紛争を、本法に定めた規定を考慮に入れて、民事訴訟法(RT I 1998, 43/45, 666; 108/109, 1783; 1999, 16, 271; 31, 425; 2000, 51, 319; 55, 365; 2001, 21, 113; 34, 186; 53, 313; 93, 565; 2002, 29, 174; 50, 313; 53, 336; 64, 390; 92, 529; 2003, 13, 64; 67; 23, 140; 2004, 30, 208)に規定する手続に従って審理するものとする。

(2000 年 2 月 9 日。2000 年 7 月 1 日施行—RT I 2000, 19, 117)

(4) 裁判所は、請求原因陳述書が本法に従って審判委員会が解決する対象である不服申立のみに係るものであり、かつ、審判委員会が未だ当該不服申立の審査をしていないときは、当該陳述書の審理を拒絶することができる。

(5) 審判委員会は、本法に基づいて審判委員会に対して行われた不服申立を審判委員会に関する法規に規定されている手続に従って審理するものとする。

第 52-1 条 立証責任

(1) 第 14 条(2)の規定に基づいて訴訟が提起された場合は、被告は、被告が類似製品を製造するために、実用新案として保護されている方法とは異なる方法を使用したことを証明しなければならない。

(2) 異なる方法が使用されたことを証明することができない場合は、その製品は、実用新案として保護されている方法によって製造されたとみなされる。ただし、実用新案所有者が合理的な努力をしたにも拘らず、その製品の実際の製造に使用された方法を確定することができず、かつ、実用新案として保護されている方法が使用された可能性が高いこと又は実用新案として保護されている方法により製造される製品が新製品であることを条件とする。

(3) 被告によって提出された証拠であって、被告の生産又は事業に係る秘密を含んでいるものは、被告の承諾を得た場合に限り、開示することができる。

(2000 年 2 月 9 日。2000 年 7 月 1 日施行—RT I 2000, 19, 117)

第 53 条 請求原因陳述書が提出されたときの裁判所の手続

(1) 第 51 条(4)にいう訴訟の場合は、請求原因陳述書には実用新案所有者宛に送付した通知書の写しを添付しなければならない。その写しが欠けているときは、裁判所は、請求原因陳述書の処理をしないものとし、また、原告が通知義務を履行するための期間を定めるものとする。

(2) 裁判所は、原告から請求があったときは、実用新案として保護されており、かつ、実用新案所有者の許可を得ないで製造され、その使用が実用新案所有者の排他権の侵害となる製品又は物品を、当該排他権に係る侵害の終結を求めて提起された訴訟を審理している期間中、流通から除去するよう命令することができる。必要な場合は、裁判所は、原告に対し、訴訟を却下した場合に被告の損害を補償するための担保を要求することができる。

(3) (2)に記載した場合において被告から請求があったときは、裁判所は、製品又は物品の所有者が実用新案所有者に正当な費用を支払った上で、登録の残存有効期間の全部又は一部において、その製品又は物品の使用を継続することができる旨の命令を出すことができる。

(2000 年 2 月 9 日。2000 年 7 月 1 日施行—RT I 2000, 19, 117)

第 54 条 特許庁の参加

(1) 審判委員会の決定に対する不服申立が行政裁判所に提起された場合は、特許庁は、第三者としてその手続に参加することができる。

(2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

(2) 裁判所は、実用新案に関連する紛争において下した判決の謄本を特許庁に情報として送付しなければならない。特許庁が手続に参加していない場合も同様とする。

第 55 条 裁判所において実用新案の分野における紛争を解決するときの代理人

(1) 実用新案に関連する紛争を解決するときは、特許代理人は、裁判所において代理人として行動することができる。

(2000 年 2 月 9 日。2000 年 7 月 1 日施行—RT I 2000, 19, 117)

(2)-(3) (廃止—2004 年 3 月 10 日。2004 年 5 月 1 日施行—RT I 2004, 20, 141)

第 XII 章 外国における実用新案の登録

第 56 条 登録の手續

(1) エストニア共和国に居所又は所在地を有する者は、エストニア共和国における登録に拘らず、その実用新案を外国において登録することができる。

(2) エストニア共和国に居所又は所在地を有する者は、外国における実用新案の登録に関しては、当該外国の法律及び国際条約に従うものとする。

第 57 条 (廃止)

(2000 年 2 月 9 日。2000 年 7 月 1 日施行—RT I 2000, 19, 117)

第 XIII 章 本法の施行

第 58 条 本法の施行期日

- (1) 本実用新案法は、1994 年 5 月 23 日から施行する。
- (2) 第 10 条(2)1)の規定は、工業所有権の保護に関するパリ条約におけるエストニア共和国の同盟国としての地位が回復してから適用する。
- (3) 第 VI 章の規定は、1970 年 6 月 19 日にワシントンで作成された特許協力条約にエストニア共和国が加盟してから 3 月が経過するまでは適用しない。
- (4) 第 10 条(2)及び(3)に記載した優先権を確立するための基礎は、本法施行後に行われる特許出願及び登録出願に限定することができる。